

議案第16号

日出町使用料条例の一部改正について

日出町使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日 提出

日出町長 本田博文

日出町使用料条例の一部を改正する条例

日出町使用料条例（昭和47年日出町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「使用料の種類及び金額は、」を削り、「にあっては別表第1に、行政財産の目的外使用に係る使用料にあっては別表第2に掲げる」を「は、別表第1に定める」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 行政財産の目的外使用に係る使用料は、別表第2に定めるとおりとする。
ただし、土地及び建物の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものについては、同表に定める金額に110分の100を乗じて得た額とする。

第3条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び前項本文の使用料の金額には、消費税法に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含むものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により算定された使用料の金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を使用料の金額とする。

第7条中「する金額」の次に「(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)」を加える。

別表第1中央公民館の部老人室の項中「老人室」を「和室大」に改め、同部和室の項中「和室」を「和室小」に改め、同部青年研究室の項中「青年研究室」を「第1小会議室」に改め、同部婦人研究室の項中「婦人研究室」を「第2小会議室」に改め、同表備考1中「(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

使用料の算定方法及び過料の規定を見直し、及び施設の名称を変更するために条例を改正したいので提出する。